

## 「修士・博士論文チューター登録資格と規則について」

### 1. 留学生の登録資格

チューターの添削指導を受ける留学生は、次の条件を満たす必要があります。

- (1) 修士課程2年生(以上)に在学する者で、修士論文を作成する者、または
- (2) 博士課程3年生(以上)に在学する者で、博士論文を作成する者で
- (3) オリエンテーションビデオを視聴し、受講確認クイズを受けること

#### 【注意】

- ・在留資格が「留学」ではない外国人学生は、本制度を利用することはできません。①「在留資格」が「留学」になっていること、②在留期間(満了日)が卒業までの期間を満たしていることをチューターに目視または口頭でお伝えください。プライバシーですので番号の開示は必要ありません。
- ・1人の留学生に同時に複数のチューターをつけることはできません。
- ・休学中の学生は、本制度の利用はできません。

### 2. チューターの登録資格(参考)

チューターを見つける際は以下のことを注意してください。

- (1) 本学に在籍する者(研究生、聴講生等非正規生は除く)  
ただし、休学者は休学理由によっては認められない場合があります
- (2) 日本国籍または「永住者」の在留資格を有する者、あるいは大学が許可した者
- (3) 担当のチューターにウェブページの「登録資格について」の「チューター用」を事前に確認するように伝えてください。

### 3. 対象となる指導内容例

- (1) 修士・博士論文の日本語による添削
- (2) 経営管理研究科 HMBA コースや国際公共政策教育部の(卒業要件としての)レポート添削

### 4. 指導方法

リアルタイム(オンラインまたは対面)による添削指導をおこなってください。非同期の指導(メール、チャット)は活動時間には含められません。

### 5. チューターの指導時間について

- (1) 留学生1人が受けることができる指導時間の合計は、**32時間**です。
- (2) 指導をうけることができる期間は、論文提出期限の3か月前から論文提出期限日までです。  
登録申請前に論文提出期限日の確認をお願いします。
- (3) 論文提出が延期された場合には、既に指導を受けた時間を32時間から差し引いた残りの時間分のみ、指導を受けることができます。

### 6. ルール・規則に反した場合

チューター制度のルール・規則を守らない場合、チューター制度を利用する権利を失うことになります。

教務課教務第三係

メールアドレス : [edu-kc.g@ad.hit-u.ac.jp](mailto:edu-kc.g@ad.hit-u.ac.jp)

電話番号 : 042-580-8765 事務室: 東キャンパス東一号館 1 階